

奈良県自転車活用推進会議設置要綱

(設置)

第1条 奈良県自転車活用推進計画（令和2年3月策定）に基づき、本計画に位置づけた施策について、フォローアップを実施し、PDCAサイクルによる評価・改善を図るとともに、措置の方向性や進め方、措置を進める上での課題の解決策、注意すべき点などについて、計画策定時にご助言を頂いた有識者（サイクルアドバイザー）で構成する「奈良県自転車活用推進会議」を新たに設置する。

(役割)

第2条 会議は、次に掲げる事項についてフォローアップ、助言等を行うものとする。

- (1) 奈良県自転車活用推進計画に掲げた施策の進捗状況に関すること
- (2) 奈良県自転車活用推進計画に位置づけた措置に関すること
- (3) その他関連する事項に関すること

(会議の構成)

第3条 会議は、別表に掲げるサイクルアドバイザー（委員）で構成する。

(任期)

第4条 サイクルアドバイザーの任期は5年とする。ただし、サイクルアドバイザー（委員）が欠けた場合の補欠のサイクルアドバイザーの任期は前任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 会議に関する庶務については、奈良県県土マネジメント部道路建設課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、令和2年10月26日から施行とする。